

伊予市地域おこし協力隊 募集要項

伊予市は、瀬戸内海に面した温暖で過ごしやすい気候と、海や山の幸に恵まれた人口約 35,000 人のまちです。市内には、田園地帯から緑豊かな山間部、海沿いの港町まで、多彩な表情を持ち、市内各地で住民や地域団体が自然や風土、生活文化といった地域資源を生かした取り組みを行っています。

住民等との信頼関係を築く中で地域を自分なりの視点で見つめ、住民等や行政と連携しながら、地域の内外を問わず地域社会・経済への主体的な関与を促し、地域力の維持・強化を図るために、地域おこし協力隊を募集します。伊予市の地域に生活する住民がより幸せになるよう、自身の経験や能力を發揮したいという意欲と行動力のある人材を募集します。

1 募集人数

1名

2 任務

次の活動テーマについて地域おこし協力隊を募集します。活動テーマに沿って、自身の経験や能力を生かして、市民、地域、まちづくり団体と連携し、地域協力活動を行っていただきます。

配属課	着任日 ※ 相談可	活動テーマ	活動概要
中山地域事務所	R6.10.1	中山地域づくり活動 支援	伊予市中山地域を活動フィールドに、次の活動に取り組むことを想定しています。 ・地域づくり活動やそれにかかわる人や場所の取材 ・地域団体等との話し合いを通じ、地域の農産物、施設、自然などを活用した商品化(観光の商品も可)

3 応募資格

(1) 地域おこし協力隊の地域要件に合致する方で、採用決定後に本市へ住民票を異動し、市内で居住できる方

※ 地域要件については、以下の総務省ホームページで確認いただくか、伊予市地域創生課へお問合せください。

(総務省ホームページ)

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862228.pdf

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表(令和4年4月1日現在)」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

(2) 普通自動車運転免許証(AT 限定可)を取得している方、又は着任日までに取得ができる方

(3) 地域住民と連携しながら、地域の活性化に向けて積極的に活動ができる方

(4) パソコン操作(ワード、エクセルの操作、SNSでの情報発信等)ができる方

- (5) 任期終了後に伊予市で定住や起業する意欲のある方
- (6) 7月22日(月)までに伊予市を訪れ、伊予市での協力隊活動や暮らしをテーマに視察をする方
地域おこし協力隊の着任後のミスマッチを減らすため事前の現地視察を応募資格の一つとします。現地視察は、伊予市移住サポートセンター「いよりん」のスタッフがサポートし、ご希望の活動テーマに合わせてご案内します(宿泊先もご相談ください)。
現地視察のお問い合わせは、伊予市地域創生課(末尾参照)において随時お受けします。
- (7) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 伊予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 勤務条件等

(1) 任用

伊予市の会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2)として任用します。会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員です。

(2) 任期

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※ 任期の都合がつかない場合、応募書類の提出(項目5参照)とあわせてご相談ください。

なお各年度末期において、任用の職が引き続き特に必要と認められ、かつ、勤務実績が良好な場合は、再任用することとし、着任日から最長3年間任用されます。

(3) 報酬

月額報酬:182,000円(1~2年目)、185,000円(3年目)

賞与:期末手当(年2.45月)及び勤勉手当。在職期間を踏まえ、6月、12月に支給。

※ 退職手当の支給はありません。

※ 時間外勤務については、時間外勤務手当の支給または週休日の振替等により対応します。

(4) 勤務

ア 休日は、原則土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日とします。

イ 所定労働時間は1日7時間(8:30~16:30。休憩1時間)、週35時間とし、市担当者調整のうえ作成した活動計画に沿って勤務します。

(5) 待遇等

ア 社会保険等(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。

イ 任期中の住居は、原則として勤務地近隣の住宅を市が借り上げ提供します。(家賃本人負担なし。ただし、光熱水費、通信料等は自己負担。)

ウ 年次有給休暇(年10日)及び特別休暇制度(夏季休暇3日)があります。

エ 公務中及び通勤中の事故と認定された場合、公務災害補償の適用があります。

オ 勤務時間中に使用する公用車、パソコン及び事務用品は、市が貸与します。

カ 活動等に要する経費は、活動内容に応じて予算の範囲内で支給します。

キ 任期中において、定住を目的とする副業の従事が可能です。 ※ 一定の従事条件あり

5 応募方法

(1) 応募期間

令和6年5月24日(金)から令和6年7月22日(月)まで ※ 締切日必着

(2) 提出書類

伊予市地域おこし協力隊応募用紙に必要事項を記入の上、直近3か月以内に撮影した写真を貼付して下記まで郵送、持参又は電子メール送信のいずれかにて提出してください。

(3) 提出先

郵送又は持参 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市企画振興部地域創生課 地域おこし協力隊募集担当

電子メール chiikisousei@city.iyo.lg.jp

※ 提出された書類は返却できません。また、提出された個人情報、本選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

※ 応募用紙の記入に当たっては、鉛筆や消すことができるインクのペンを使用しないでください。

6 選考方法及び実施予定期日

(1) 一次選考(7月下旬)

受付期間終了後、書類選考を実施し、可否の結果を応募者全員へ書面で通知します。

(2) 二次選考(8月上旬実施予定)

一次選考合格者を対象に、伊予市内においてプレゼン審査等を実施します。プレゼン審査においては、自身の経験や能力を生かしてどのように地域おこし協力隊として活動するか、考えを述べていただきます。日時や場所等の詳細については、一次選考合格者へ通知します。

(3) 合格発表(8月中旬)

二次選考実施後、可否の結果を二次選考受験者全員へ書面で通知します。

※ 応募及び受験にかかる経費は応募者の負担となります。

※ 試験形式、内容および結果(得点)に関する個別のお問い合わせには一切お答えできません。

7 合格から任用まで

(1) 選考の結果、合格者は、当該年度末(当該年度の3月31日)までを登録期間とする「伊予市会計年度任用職員候補者名簿」に登録されます。

(2) 候補者名簿に登録された方へ、内定通知書が送付されます。

(3) 地方公務員法の定めに基づき、採用時は条件付き採用となり、採用後1か月の勤務状況を評価ののち、伊予市会計年度任用職員として正式採用されます。

(4) 応募資格がないことが判明した場合は、合格者であっても任用を取り消します。

8 服務について

選考の結果採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用

職員して任用され、同法の規定が適用されることとなります。

服務に関する規定として、同法第 31 条(服務の宣誓)、第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第 33 条(信用失墜行為の禁止)、第 34 条(秘密を守る義務)、第 35 条(職務に専念する義務)、第 36 条(政治的行為の制限)、第 37 条(争議行為等の禁止)の規定が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となりますのでご注意ください。

問合せ先

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市企画振興部地域創生課 地域おこし協力隊担当

電話 089-909-6382

Eメール chiikisousei@city.iyo.lg.jp